

2015 November

11

No.789

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市 北山

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

・ 被用者年金一元化法が施行されます ..... 2~3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

・ 協会けんぽ佐賀支部の取り組み「データヘルス計画」 ..... 4~5

### ● 佐賀県社会保険協会

・ 平成27年度 社会保険協会事務講習会のご案内 ..... 6

・ ウォーキングマップ(佐賀市東与賀町: ふれあいコース) ..... 7

・ 年金相談窓口開設カレンダー ..... 8

・ 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です ..... 8

・ 国民年金保険料を納めましょう ..... 8

**社会保険料は納付期限内に納付しましょう。**

職場内で回覧しましょう

## 被用者年金一元化法が施行されます

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されます。

- 平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払は、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行います。
- 厚生年金に関する届書等(注)は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合等のどの窓口でも受付します(ワンストップサービス)。

(注) ①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。  
②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

主な変更事項は、次のとおりです。



### 年金相談に関する事項

共済組合等(注)が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者及び受給者の方については、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても年金相談が可能になります。

(注) 共済組合等とは、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

- ①日本年金機構(年金事務所)で相談が可能となるのは厚生年金に限ります。(共済年金に関する相談は行えません。)
- ②共済組合等が支払する厚生年金について、年金事務所で行える相談内容は次のとおりです。

#### 受給者記録に関する照会

共済組合等が支払する年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会。

※年金額の根拠や改定に至った経緯等を確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

#### 被保険者記録に関する照会

共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録(加入期間や標準報酬月額等)に関する照会。

※共済組合等で管理する加入期間や標準報酬月額等の根拠を確認する場合や加入期間の調査を依頼する場合は、各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

#### 年金の受給資格の有無に関する照会

厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会。

## 届書等の受付に関する事項

- 厚生年金に関する届書等(注)については、日本年金機構(年金事務所)または共済組合等のどの窓口においても受付を行います(ワンストップサービス)。

(注) ①平成27年10月以降に受給権の発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

- 「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

## 年金の決定・支払に関する事項

- 老齢厚生年金及び遺族厚生年金(長期要件)については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払を行います。

※実施機関とは、厚生労働大臣(日本年金機構)、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

- 障害厚生年金、障害手当金及び遺族厚生年金(短期要件)については、それぞれ初診日又は死亡日に加入していた実施機関が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払を行います。



## その他の事項

被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

- 年金額について、これまでの百円単位(50円未満切捨て50円以上切上げ)から一円単位(50銭未満切捨て50銭以上切上げ)に変更します。
- 年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。
- 老齢厚生年金を受けている方が国会議員又は地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 お客様相談室 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 お客様相談室 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 お客様相談室 TEL 0954-23-0121

# 協会けんぽ佐賀支部の取組み

～佐賀支部の保険料率ワースト1からの脱却へ向けて～

「データヘルス計画」という取組み内容に焦点をあて、ご紹介いたします。

## データヘルス計画とは…

協会けんぽや健康保険組合等が保有する加入者の皆様の医療情報と、健康診断の情報を活用し、健康づくりや疾病予防、重症化予防等を行う事業です。データを有効活用し、効果的・効率的な計画の立案と実施をPDCAサイクルで行います。

ひとことで言うと「データ分析に基づいた、加入者の健康増進のための保健事業」です

# データヘルス計画

『レセプト(受診記録)のデータ』と『健診結果のデータ』をつなぎ合わせて『分析』

加入者の健康寿命(健康で自立した生活)の延伸を目指した『保健事業』

好循環な計画  
(PDCAサイクル)



## データヘルスが始まった背景

将来の生活習慣病を防ぐため、つまり5年後10年後を見据えた健康づくりを始めるために、このデータヘルス計画が、国を挙げてスタートしました。

今までになかった「受診データと健診データを突合し分析」することで、効果的かつ効率的な保健事業が期待されます。

協会けんぽだけでなく、各健康保険組合、共済組合等各々が計画・実施していく取組みです。

では右面より、協会けんぽ佐賀支部のデータヘルス計画を紹介してまいります

メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!



## 協会けんぽ佐賀支部の

# データヘルス計画

協会けんぽ佐賀支部では「メタボリックシンドローム(通称 メタボ)」に着目しました。

### メタボリックシンドロームのリスク保有者の推移

	平成20年度	平成24年度	平成20年度からの伸び幅
佐賀	11.2%	12.6%	+1.4%
全国	13.4%	13.7%	+0.3%

### メタボリックシンドロームのリスクの予備群の推移

	平成20年度	平成24年度	平成20年度からの伸び幅
佐賀	12.4%	12.6%	+0.2%
全国	13.2%	13.0%	-0.2%

【佐賀】  
全国平均より、  
伸び幅が大きい  
のが問題。

メタボリックシンドロームは、内臓型脂肪症候群とも言われ、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳卒中といった命に関わる病気の危険性が急激に高まると言われています。

### 【参考】メタボリックシンドロームの判定基準

①内臓脂肪肥満型	腹囲:男性85cm以上 女性90cm以上
②脂質異常	中性脂肪:150mg/dl以上 HDLコレステロール:40mg/dl未満
③高血圧	収縮期(最高)血圧:130mmHg以上 拡張期(最低)血圧:85mmHg以上
④高血糖	空腹時血糖:110mg/dl以上



## 協会けんぽ佐賀支部の目標

平成29年度末までに、メタボのリスク保有者および予備群の割合を**12.6%未満**にすること。

## 協会けんぽ佐賀支部の指針

- メタボリックシンドロームの理解を深めていただくため、適切な情報提供を行ってまいります。
- 事業主の皆様・関係機関との連携を強化することで、保健事業を円滑に実施します。
- 加入者の皆様への取組みを強化することにより、健診受診率の向上・重症化予防を推進していきます。

### 事業主の皆様へ

データヘルス計画は、上記の指針をご覧のとおり、事業主の皆様のご協力無しには成り立たない事業といっても過言ではありません。協会けんぽ佐賀支部のデータヘルス計画にぜひご協力ください。

協会けんぽの  
データヘルス計画

+

事業主の皆様のご理解・ご協力

=

加入者の健康増進  
(メタボの目標達成)へ

医療費  
抑制

保険料率  
抑制





平成  
27  
年度

# 社会保険事務講習会のごあんない

## 11月『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について知識を学びます。

地区	日時	会場
佐賀会場	平成27年 11月 6日(金)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	平成27年 11月10日(火)	唐津市民会館(唐津市西城内6-33)
鳥栖会場	平成27年 11月18日(水)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	平成27年 11月19日(木)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

**会員事業所は無料**(平成27年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

～(キリトリ線)～



## 社会保険事務講習会 参加申込書

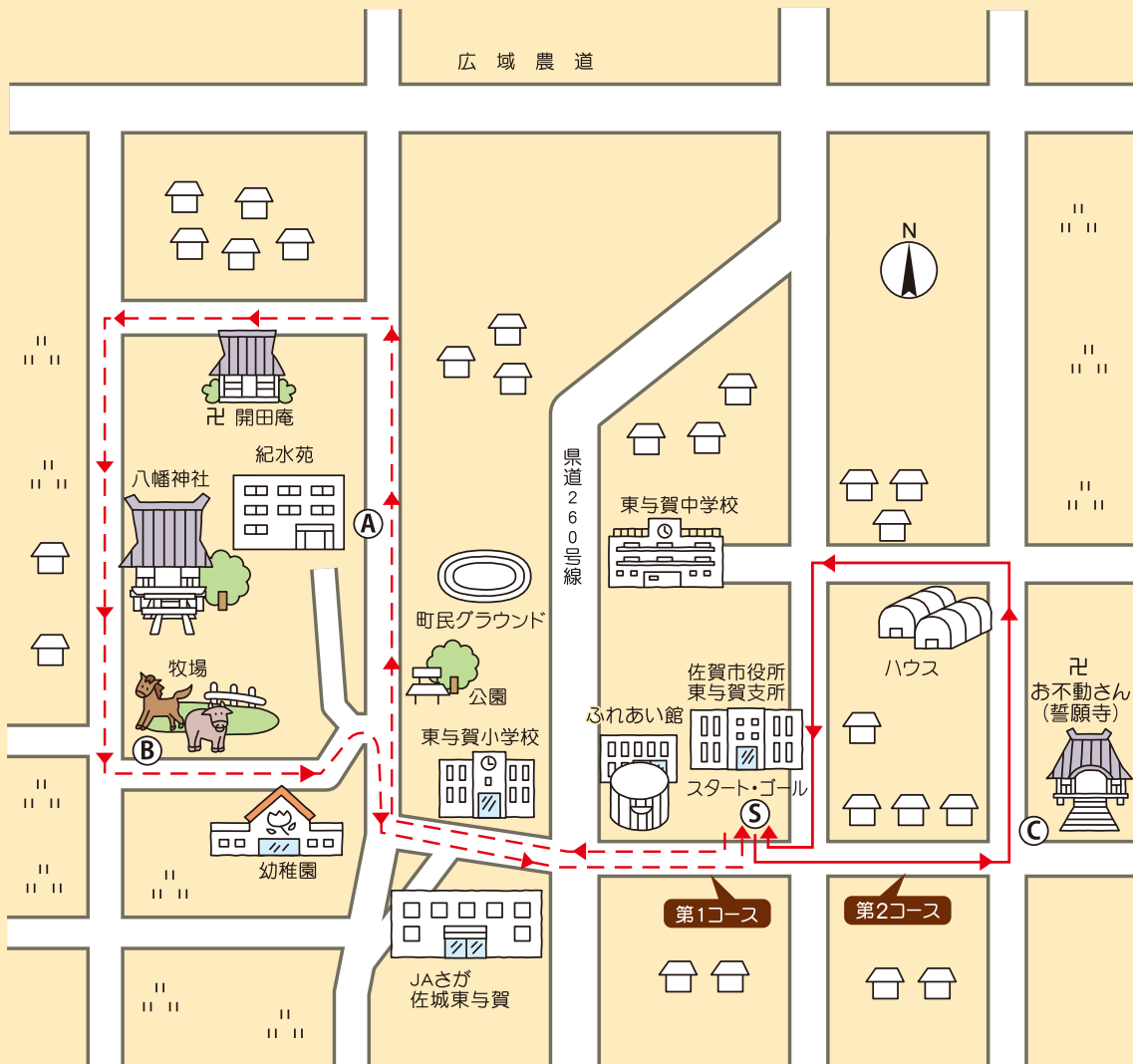
整理番号		☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	( 佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄 ) 会場 平成 年 月 日 ( )	
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒	事業所電話番号 ( ) -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

# No. 9 ウォーキングマップ

## ふれあいコース

起点の所在地〈佐賀市東与賀町下古賀〉



### ■コースの距離と時間 (総距離・時間: ① 4km・46分 ② 1.5km・17分)

① ⑤東与賀支所  $\xrightarrow[12分]{1km}$  ①紀水苑  $\xrightarrow[25分]{2.2km}$  ②牧場  
 $\xrightarrow[9分]{0.8km}$  ⑤東与賀支所

② ⑤東与賀支所  $\xrightarrow[8分]{0.7km}$  ③お不動さん (誓願寺)  
 $\xrightarrow[9分]{0.8km}$  ⑤東与賀支所



### 特徴及び 季節の紹介

町の中心を発着点として、歩道のあるところを選びました。コースの中にある八幡神社は昭和5年に村社となり、100年以上の由緒ある神社です。少し足をのばせば、有明海のしめめん草の群生地があります。

平成27年12月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市民会館 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 延長相談 19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (東庁舎) (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 延長相談 19時まで	15 鹿島市民会館 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21 延長相談 19時まで	22 基山町役場 (予約)	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 延長相談 19時まで	29	30	31		

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00～15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00～16:00	
伊万里市役所	9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けております。  
※希望される日の前日までにお申しください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
  - 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
  - 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00 年金事務所 休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

## 11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度にたいする理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

また、11月30日は、年金記録や年金受給見込額を確認し、高齢期に備えその生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」となっています。ぜひ、この機会に「ねんきんネット」をご利用ください。

### 佐賀県での取組

会社や地域において厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行っていただく「年金委員（健康保険委員）」の皆様へ「年金委員（健康保険委員）研修会」を実施します。

次世代を担う世代の方へ、年金制度の普及・啓発活動の取組として、大学生等の方を対象にした「年金セミナー」を実施いたします。

年金記録の確認には、簡単・便利な「ねんきんネット」もご利用ください。

ねんきんネット

検索

[http://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](http://www.nenkin.go.jp/n_net/)



## 国民年金保険料を納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。

平成27年度の国民年金保険料額は、一ヶ月15,590円です。12月末までに納めた国民年金保険料は確定申告の際、「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。（ご本人分の保険料だけでなく、ご家族分の保険料を納付された場合も控除の対象となります。）

まだ納付がお済みでない方は、至急お近くの金融機関またはコンビニエンスストア等で納付してください。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年11月分保険料の納付期限は平成28年1月4日(月)です。